

大口町告示第115号

住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請に係る本人確認に関する事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年11月29日

大口町長 鈴木雅博

住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請に係る本人確認に関する事務
処理要綱の一部を改正する要綱

住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請に係る本人確認に関する事務処理要綱(平成18年大口町告示第108号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証 共済組合員証	」	を
「国民健康保険、健康保険、船員保険又は共済組合に係る資格確認書 介護保険の被保険者証	」	に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付を受けている国民健康保険、健康保険又は船員保険の被保険者証若しくは共済組合員証（以下「被保険者証等」という。）の有効期間が経過するまでの間の当該被保険者証等については、なお従前の例による。

住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請に係る本人確認に関する事務処理要綱の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>別表第2（第4条、第5条関係）</p> <p>住民基本台帳カード（別表第1に規定するものを除く。）</p> <p><u>国民健康保険、健康保険、船員保険又は共済組合に係る資格確認書</u></p> <p><u>介護保険の被保険者証</u></p> <p>国民年金手帳又は基礎年金番号通知書</p> <p>国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書</p> <p>共済年金又は恩給の証書</p> <p>請求書・申出書・届出書等に押印した印鑑に関する印鑑登録証明書</p> <p>別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等</p> <p>敬老手帳</p> <p>生活保護受給者証</p> <p>学生証</p> <p>法人がその職員に発行した身分証明書（官公署が発行した本人の写真が貼付されたものを除く。）</p> <p>官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（別表第1に掲げる書類を除く。）</p> <p>その他本人しか持ち得ないものとして町長が適当と認める書類</p>	<p>別表第2（第4条、第5条関係）</p> <p>住民基本台帳カード（別表第1に規定するものを除く。）</p> <p><u>国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証</u></p> <p><u>共済組合員証</u></p> <p>国民年金手帳又は基礎年金番号通知書</p> <p>国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書</p> <p>共済年金又は恩給の証書</p> <p>請求書・申出書・届出書等に押印した印鑑に関する印鑑登録証明書</p> <p>別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等</p> <p>敬老手帳</p> <p>生活保護受給者証</p> <p>学生証</p> <p>法人がその職員に発行した身分証明書（官公署が発行した本人の写真が貼付されたものを除く。）</p> <p>官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（別表第1に掲げる書類を除く。）</p> <p>その他本人しか持ち得ないものとして町長が適当と認める書類</p>